

○江川委員長 ただいまより、経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

陳情第34号、旭川市及び周辺地域における外国人・外国法人による土地取得、特に森林・水源地に関する把握状況と対応方針について、陳情第35号、旭川市アリーナ建設計画の見直しと市民生活優先の予算編成を求めることについての以上2件に関わりまして、ここで委員会を休憩し、陳情提出者から趣旨・補足説明を受けることといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時12分

○江川委員長 再開いたします。

ただいま趣旨・補足説明を受けた陳情第34号及び陳情第35号につきまして、委員の皆様から、特に御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 なければ、この件につきましてはただいま説明を受けたばかりでありますことから、本日のところは陳情の判断を保留とすることよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○江川委員長 それでは、今回は保留とさせていただきます。

次に、2、令和8年第1回臨時会提出議案についてを議題といたします。報告第1号につきまして、理事者から説明願います。

○富岡土木部長 報告第1号、専決処分の報告につきまして御説明をいたします。

本案につきましては、道路管理の瑕疵による事故に関するものとなっております。昨年10月27日、市内末広8条9丁目におきまして、市道を走行していた相手方車両が道路の陥没箇所を通過した際に車両の一部を破損したもので、その損害賠償の額を2万6千268円と定め、1月7日に専決処分をさせていただいたものでございます。なお、市の過失割合は50%となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○江川委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、報告事項についてを議題といたします。

まず、令和8年第1回臨時会提出議案に関わる事項であります、旭山動物園遊戯施設整備工事に係る変更契約の締結について、理事者から報告願います。

○三宮経済部長 報告第2号、専決処分の報告についてのうち、整理番号1の旭山動物園遊戯施設

整備工事につきましては、経済部に関連する案件でございますので、御説明をさせていただきます。

本契約につきましては、令和7年6月26日に議決をいただいたところでございますが、新たに瓦礫の処理が必要となったことから令和8年1月6日に契約金額を299万2千円増の1億5千706万9千円とする変更契約の専決処分を行ったところでございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 次に、提出議案以外の事項であります、経済部関係団体における過年度分の納税について、理事者から報告願います。

○三宮経済部長 経済部関係団体におきます過年度分の納税につきまして、御報告いたします。このたび本市が負担金を支出しておりますあさひかわデザインウィーク実行委員会におきまして、過年度における法人税を納税したとの連絡が本市にありましたので、御報告をさせていただきます。

お配りしております資料、経済部関係団体における過年度分の納税についてを御覧ください。

納税に至った経過でございますが、令和5年11月に本市の関係団体において、法人税及び消費税の課税対象事例が発生したことに伴いまして、あさひかわデザインウィーク実行委員会が税務署と協議を行った結果、法人税の課税対象者であることと判断され、過去3年分の納税をしたところでございます。納税額につきましては、過去3年分の合計で22万3千700円となっており、その内訳は法人道民税が5万5千円、法人市民税が延滞金を含めまして16万8千700円となっております。

今回の事案につきましては、納税関係法令の認識不足が原因でありまして、団体内において周知徹底を図り、適正な事務処理と再発防止に努めてまいります。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、花咲スポーツ公園再整備事業に係る募集要項等の公表について、理事者から報告願います。

○菅原観光スポーツ部長 花咲スポーツ公園再整備事業に係る募集要項等の公表について、御説明を申し上げます。

配付しておりますA4横の資料でございます、花咲スポーツ公園再整備事業に係る募集要項等の公表についてに基づきまして、順次御説明をさせていただきます。

資料の1ページを御覧ください。昨年11月の経済建設常任委員会以降の取組について説明させていただきます。事業者との個別対話における質疑応答内容は、12月26日に市のホームページで公表しており、主な内容については、資料のとおりとなっております。令和7年12月、令和8年1月に外部の有識者等から成る選定委員会を開催し、個別対話の結果も踏まえ募集要項等について意見交換を実施し、同意を得たところでございます。

資料の2ページを御覧ください。募集要項等の主な変更点についてですが、大きく3点挙げてお

ります。1点目につきましては事業期間について、2点目については提案上限額について、3点目については文章表現や文言の整理となっております。

続きまして、資料の3ページを御覧ください。事業期間の設定について御説明をいたします。募集要項(案)では、工事着手から30年間を想定するとしておりました。この事業期間について、事業者との個別対話において、建設する新アリーナは30年以後も利用可能であると想定され、より長い事業期間が適切と考えますとの意見がございました。市の公共施設等総合管理計画においては、公共施設を65年間利用することを目指していること、また非保有方式による事業実施では、施設を保有しないことにより、例えば大規模改修費といった将来的な費用の発生を抑えることも有利な点としており、より長期の運営とすることで、市の財政的な負担は少なくなる可能性があること、また長期の事業期間の提案が可能となれば、事業者の事業計画策定の自由度が高まることが想定され、よりよい提案となる可能性があることが考えられます。事業期間が長期になることで、事業破綻リスクが高まることも危惧されますが、事業期間中のモニタリングによる確認や10年の更新時にも事業の経営状況の確認も行うこととしており、施設の有効利用及び市の負担軽減、事業者の提案自由度の向上の観点から、事業期間については、新アリーナの供用開始日から30年以上65年以下の範囲で事業期間を提案するに変更することといたしました。

次に、資料の4ページを御覧ください。提案上限額の設定の考え方についてであります。新アリーナ事業の事業者募集に当たり、新アリーナ活用事業の内容とその対価として市が1年間に支払う上限額を示すことで、応募しようとする事業者の適正な事業計画策定につなげることであります。この提案上限額設定の条件の1つ目といたしまして、官民連携手法のうち、保有方式で最も有利と想定される事業方式を採用した場合の事業費を超えない範囲にあることといたしました。また、条件の2つ目として、非保有方式で利用を想定している場所、時間に相当する1年当たりの費用を超えない範囲にあることといたしました。

次に、資料の5ページを御覧ください。ここでは条件2つ目の算定のため必要となる市が使用する日数を設定しており、3つの利用に整理しております。1つ目が市民の日常的個人利用で、スポーツ実施率の向上や学校部活動の地域移行を踏まえ、現総合体育館の利用状況を参考に年間140日としております。2つ目がスポーツ大会を目的とした施設利用で、これまで希望する日時や場所で開催できない大会があったことからアンケートやヒアリングを行い、東光スポーツ公園複合体育施設が完成した場合でも希望どおりの開催ができない大会日数として、不足分60日を想定いたしました。3つ目といたしまして、市事業ほかコンベンション利用で現在実施しているスポーツ推進事業や、新アリーナができることで新たな利用も想定いたしまして、20日間の確保を想定いたしました。これらを合わせ、新アリーナ活用事業の日数を年間220日と想定し、提案上限額の算定を行うことといたしました。なお、大会開催や実施事業につきましては年度によって変動がありますことから、実際の使用日数は毎年事業者と協議することとしております。

資料の6ページを御覧ください。こちらは実際に金額を当てはめて市の負担額を試算したものであり、①は、保有方式において最も有利となるDBO方式で算定し、年間約5億円となっております。②の非保有方式については、建設費や維持管理費、大規模改修費、固定資産税、公園使用料等を想定し、合計すると約8億4千万円となりました。ここからアリーナ活用事業に必要な面積、日数を勘案し算定いたします。

資料の7ページを御覧ください。新アリーナ等基本計画にお示ししました延べ床面積約1万4千平方メートルからプロスポーツなどでのみ必要となる部屋等を除くと、約1万1千600平方メートルとなりました。これと必要とする日数220日から金額を算定すると、約4億3千800万円となっております。この金額は前のページで示したDBO方式の金額よりも低くなっていることから、この金額を提案上限額とすることといたしました。なお、この金額は事業者を選定する際の提案上限額であり、実際の市の負担額は提案があった金額をもとに、大会開催等の状況を踏まえて毎年度事業者と協議を行ってまいります。

資料の8ページを御覧ください。こちらは、事業者選定のスケジュールについて時点修正を行ったものであります。事業者の募集は来週26日の週に開始したいと考えており、その後、募集要項に対する質疑を受け、令和8年度から事業者の審査に入ります。令和8年6月から7月の間で、優先交渉権者を決定し、9月の基本協定締結を目指してまいります。

説明につきましては以上となります。よろしくお願いたします。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○金谷委員 それでは、何点かお聞きしたいと思います。

募集要項が公表されるということをございました。来週から募集開始というお話もお聞きしました。私、事前に10項目ほど準備させていただいておりましたけれども、今の説明の中である程度消化できた部分がございますので、少しはしょっていききたいと思います。

今回提案をいただきました市民利用の計算が年間220日と想定されたということでありました。全体の351日分に対して市民利用の220日となりますと、今までお聞きしていた花咲アリーナ、新アリーナの事業自体がプロフィットセンターとしての役割を一番重視しているという御説明を受けてまいりましたけれども、それに対して市民利用220日、かなりその分量が多いなという印象です、今日の御説明の中では。これ、大分今までの説明と違うのではないかと、これでプロフィットセンターと言えるのかと、イメージと異なってきたのではないかと思います、それに対しての見解をお聞かせください。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 まず、提案上限額の設定に当たりましては、市民の日常的個人利用といたしまして、スポーツ実施率の向上に向けて個人がスポーツを実施する環境を確保するというを目的に現総合体育館の一般利用の割合を踏まえまして140日、そしてスポーツ大会を目的といたしました施設利用として、現在のスポーツ施設の数や規模では対応できていないスポーツ大会の開催環境を確保するために、東光複合体育施設の利用を想定した上で不足が見込まれます60日、市の事業ほかコンベンション利用といたしまして、スポーツに親しむイベント等の開催場所を確保するため20日、合計220日を想定しているところでございます。

この花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画におきましては、花咲スポーツ公園再整備基本構想に方向性が示されておりますが、その新アリーナの整備に向けた諸条件を今回その計画で取りまとめておりまして、市民利用に加えましてプロスポーツやライブコンサートなど様々な用途に対応した多目的なアリーナとして整備をするということといたしておりますので、新アリーナの活用事業というのは計画に合致しているものと認識をしているところでございます。

○金谷委員 プロフィットセンターとしての考え方に変更はないという御答弁でありましたけれども、この新アリーナの活用につきまして、実際今の想定、年間220日というところが、ひょっと

して今後利用が始まったときに、実態が大きく違っているという場合も考えられるのではないかと
思いますが、そのような場合の対応についてお聞かせください。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 新アリーナ活用事業の日数は220日ということ
ですが、これはあくまで想定でございまして、供用開始後は大会やイベントの開催状況によって年度
により変動することが想定されます。その日数の設定につきましては、年度ごとに、供用開始後は
事業者と丁寧な協議に努めてまいりたいと思っております。

○金谷委員 ということは、年度ごとに事業者と協議を行って、そのリース料なども影響するとい
うふうに受け止めました。それでは、この事業者の募集に当たっての参加条件、それと地元事業者
への参入の配慮、これはどのような考え方でしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 まず、本事業につきましては、設計業務から工事監
理業務、建設業務、維持管理業務及び運営業務、提案を受けた場合には既存公園施設等の指定管理
業務など、非常に広範な業務を担っていただく必要がありますので、応募者は複数の法人によって
構成されるグループとすることをまず参加の条件といたしております。地元への配慮ということ
でございますけれども、参加資格の条件といたしまして、地域経済等への配慮に関する事項について
示しており、応募者には旭川市内に本店を有する法人を可能な限り多く含むよう努めること、建設
業務を担う構成企業には旭川市内に本店を有する法人を1者以上含むこと、事業期間を通じて旭川
市内の法人との連携協力、旭川市内の人材の雇用など、旭川市の経済への貢献等に努めることとい
うことを明記させていただいているところでございます。

○金谷委員 最後になりますが、床面積が1万4千平米という想定だということと、令和6年度で
の基本計画の策定期期では、この建設費用については税込み140億円という想定で見込まれてい
たということだったんですが、現在のこの物価高騰、そして人件費の上昇、さらにこれからの計画
として事業者が決定した後に実際に設計、建設に入ることになりますと、これまた数年先に
建設が開始される予定になりますので、それを考えたときに、そもそものこの事業費自体が今まで
の考え方では到底足りないのではないかというふうに思います。そういった中で計算をしていった
ときに、アリーナ整備の実現性というのは果たしてどうなのかというところで、市の見解を最後
にお聞きしたいと思います。

○菅原観光スポーツ部長 令和6年度に策定をいたしました花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計
画の策定時における概算事業費につきましては約140億円を見込んでおりましたが、提案上限額
の設定に当たっては、昨今の建設費の高騰を考慮し、事業費を168億円と想定しております。

新アリーナ等の整備に係る事業方式は非保有方式とし、昨年10月に募集要項（案）等を公表し、
同年11月にはその内容について事業者と個別に対話を行ったところであり、事業者からは事業期
間を長く設定したほうが適切であるとの意見をいただいたところであり、長期間の事業提案が
可能になれば、施設の有効利用や市の負担軽減、事業者の事業提案の自由度が高まることが想定さ
れ、よりよい提案につながる可能性がありますし、旭川市公共施設等総合管理計画第1期アクショ
ンプログラムにおいても、施設の目標使用年数を65年としておりますことから、事業期間につき
ましては、募集要項案の公表時に30年間を想定しておりましたが、今回の公表時には供用開始日
から30年以上65年以下の範囲で提案を行うことを可能とするよう変更しております、事業者
からの提案を受けやすくなったものというふうに考えているところでございます。

○江川委員長 他に御発言ございますか。

○能登谷委員 花咲スポーツ公園再整備事業に係る募集要項等の公表について伺いたいと思います。

それです、事業期間のことについて今も質疑がありましたけど、建設費や運営費含めてということなんです、事業期間30年以上65年以下の期間で提案を可能と変更したということなんです、65年の長期間、一番の問題は資金調達ですよね。地元への配慮ということも先ほど答弁があって、地元企業が参入できるようにということをお促しおられるんですが、そのような会社は実際にあるんでしょうか。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 事業期間の見直しにつきましては、事業者との個別対話による利用可能な施設を有効利用するという観点から、市の公共施設等総合管理計画を基に、供用開始日から30年以上65年以下の範囲で事業期間を提案するとしたところです。実際の提案の際には、それぞれの事業者が事業期間を提案してまいりますので、その資金調達の手法により最短の30年であったり最長の65年の場合もあるかと思っております。事業者の事業計画策定の自由度を高めることでよりよい提案がなされることを期待しております。

○能登谷委員 自由度を高めるというのは分かるんですけども、市にとっては有利な提案であります。長くなればね、単年度安くなるし、取り組みやすいということになりますけど、さっきの質問にもありましたけど、期間中にモニタリングによる経営状況の確認を行って修正していけるようなことを聞きましたが、最初のときの契約上、それができるといことは担保される契約になりますか。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 年間の負担額につきましては、事業者からの提案をいただき、優先交渉権者が選定された後にその提案額に従って協議によって定めてまいります。その金額についての担保につきましては、債務負担行為の設定というところになってまいりますけれども、その期間につきましては、現在検討しているところではありますけれども、あまり長期に設定をしてしまうと事業者にとっても、市の側にとっても、市の公共利用分の変動があることも想定されますし、物価高騰、人件費高騰の影響だとかもある、人口減少があつての市側の利用の減少だとかもありますので、あまり長期間になると事業費の変動についての想定が難しくなることから、ある程度期間を区切つての期間の設定を想定しております。期間につきましては、事業者との相談にはなりますけれども、公園の設置管理許可の期間が10年を超えない範囲ということが、法律上定められておりますので、その期間以内について事業者と調整をしながら決めていくことになるのではないかと、今のところは想定をしているところです。

○能登谷委員 それで、10年いかななくてもできるということであれば、それが途中で見直すことが契約上担保されるのかどうか、それがやっぱりちょっと気になる場所なんです。全く話が違うけど、除雪でも2割多かかったり2割少なかったら契約し直すことがありますから、それが契約上最初に担保されないと、いや実態と違うから減らしたいんだと言っても、なかなかそうはいかないと思うんです。そこをちょっと、ぜひ担保できるような契約にしてほしいなと思います。それから、先ほどもこれもありましたが、新アリーナ活用事業は220日必要だとしているということなんです、そんなに本当に必要なのかなと。さっきの質問では、プロフィットセンターのイメージと合わないんじゃないかと、一般利用が多過ぎるという意味だと思うんですけどね、その点はもう少し詳しく説明していただければと思うのですが。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 花咲新アリーナにつきましては、令和5年度策定の花咲スポーツ公園再整備基本構想において、総合体育館の建て替えの方向性として、東光スポーツ公園複合体育施設と合わせて市民スポーツ推進の受皿とする、単なる体育館の建て替えではなく、プロフィットセンター機能を有する多目的アリーナとするなどと整理をしております。市民スポーツの推進のため、新アリーナ活用事業を設定し、市が施設の使用料またはリース料を負担することといたしました。提案上限額の算定のため試算した220日につきましては、市民のスポーツ実施率向上のためのスポーツ環境の確保や、大会開催環境の充実、市のスポーツ推進事業の実施について、これまでの施設利用状況や関係団体からのアンケート、ヒアリング等を参考に試算したもので、必要な日数と考えております。なお、大会開催や市のスポーツ推進事業につきましては、年ごとに開催の状況が変化してまいりますので、実際に使用する日数については、毎年度事業者と協議をすることとなると考えております。

○能登谷委員 現在の総合体育館の使用日数がどうなっているのか、それから、これからできる東光の体育施設の想定使用日数についてもお聞かせいただきたいと思います。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 現在の総合体育館の使用日数につきましては、メインアリーナにつきましては大会専用使用以外は全て一般開放としているため、休館日以外の全ての日数が利用されており、令和6年度につきましては、351日が利用されております。そのうち、大会、興行利用が40%、専用利用が28%、個人利用が32%となっております。東光スポーツ公園複合体育施設につきましても同様の利用を想定しており、開館日は全て利用する想定としております。

○能登谷委員 今度2つになりますよね。今、総合体育館の中で使用日数は個人利用が3分の1ぐらいだということが分かっていますけれども、そうすると、2つになったら個人利用は2倍になるという想定になっちゃいますよね。そんなになるんだろうか。興行利用は40%で専用利用が28%なんで、両方ともそのようになっていくというのが、それで本当にいいのかなというのがよく分かりません。個人利用が急に倍になるんだろうか。大会の2倍になっちゃうんだろうか、それぞれに持つわけだから、どう見ても、新たに不確かな需要を追加しているようにしか思えない。そうすると、どうなるかという、220日も必要なかということになりますから、市の負担を重くして事業者の負担を軽くしているようにしか見えないんですが、いかがでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 もともと、今回の花咲の新アリーナと東光につきましては、現総体でのスポーツ上必ずしも十分に満たされていないという前提もありまして、東光も計画をするということで、2つの施設を持ってスポーツ需要に対応していくことを考えているところでございます。それも踏まえまして、東光と花咲で今後、専用利用、個人利用ですとかいろんな利用実態があらうかと思えますけれども、それらの需要に対応してまいりたいというふうに考えているところでございまして、今回東光との関連で先ほども御質疑いただきましたけれども、花咲のほうの220日の想定が本当にどうなのかと、実際乖離することはないのかといったこともございますので、あわせて、花咲のほうのそういった日数の実態把握もしっかりと進めてまいりたいと思っておりますし、いずれにいたしましても、2か所のスポーツ施設でしっかりスポーツ需要を満たしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○能登谷委員 いや、需要を満たすのはいいんだけど、需要が過度じゃないか、多過ぎないかなと

思っているんです。そこは疑問なままで、今の答弁では晴れないなというふうに思います。

次行きますが、提案上限額の算定に当たって、PFI方式の一つであるDBOと、それから非保有方式の金額を試算していますが、相当大きく異なっていると思うんですが、その事業費の違いについては総額でどうなっているのか。それから、年々でそれぞれ分かるようにお示しいただきたい。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 資料の6ページに基づいて先ほど御説明をさせていただいておりますけれども、こちらのほうにお示ししておりますのは、まず1番目のDBO方式につきましても、市の負担分を想定して試算をさせていただいております。今、全体の総事業費というようなことで御質疑をいただきましたので、DBOで全体事業費、市の負担分、あるいは国費等も含めると、65年間では405億円というふうになるかと思えます。非保有方式につきましても、民間が建設所有するということになりますので、建設費に合わせまして、維持管理費、固定資産税、公園の使用料等もろもろ含めて65年で試算いたしますと、全体で約493億円が見込まれます。

○能登谷委員 結構大きな差ですよ、DBOの場合と非保有方式の場合、2割ぐらい多いのかな、もっと多いか、2割よりもうちょい多いね。だから、結局、非保有方式というのはすごい金がかかるんですよ。率直に言って、DBOでやるよりも、もちろん市が直営でやるよりは、もちろん多いと思うんですが、もう一つ聞いておきたいのは、建設費単独で見ても、この表にも出ていますけど、DBOより非保有のほうが高くなるということだと思んですが、そういう考え方でよいですか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 今回資料でお示しをさせていただきましたDBOにつきましても、令和10年度もし仮に着工すると想定されますと、168億円が税込みで見込まれるかなというふうに考えておまして、そのうち、令和6年度に官民連携導入可能性調査を行った結果で最もVFMの出現が多かった、いわゆるコストメリットが多いであろう、その割引率というのが6.6%というふうに出ていた最大限有利な事業方式がこのDBO方式でございました。ですので、168億円からその6.6%分を差し引いた156億9千100万円という事業費をDBO方式では採用させていただいたというところがございます。非保有につきましても、令和10年度着工を想定しての168億円、その部分をそのまま建設費として今回試算をさせていただいたところがございます。

○能登谷委員 そうなると、先に疑問を投げかけておいたほうがいいかもしれないんだけど、DBOだと、6ページの表のとおり国からの費用が入ると、だから、市の負担でいうとぐっと少なくなりますよね。確かに建設費そのもので見ると156.9億円と168億円で、1割ぐらいとか、ちょっとしか変わらないように見かけ上見えるんですが、国費が入るという部分を除いて市の負担で見ると大分違うんじゃないかと、建設費でね。それから運営費も含めて考えると、それはさっき見たとおり、2割ぐらい違うと。ただ、この後いろいろ聞きますけど、市が実際に負担していくということになればね、事業者から払われる金額、それから、こちら使用料として払う金額、その差引きそしてこの国費やなんかが入ってこない建設費の違いなど、全体で見たときに市の負担で本当にどうなんだろうかというのが最終的な疑問なんです。それ、今聞かない。誰か計算してて。

それで、次に聞くのは、非保有方式の提案上限額4.38億円なんですが、固定資産税は減免しないとしていますけど、この金額で事業は継続可能なんですか。事業者の事業費を幾らと見

込んでいるのか伺いたいと思います。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 本事業の実施に当たりましては、令和6年度の官民連携導入可能性調査における官民連携手法が有利との結果を踏まえまして、新アリーナ事業の事業者募集に当たりましては、プロフィットセンター機能の十分な発揮、事業者の経営の自由度、市の将来負担の軽減の観点から、非保有方式とまずしたところでございます。このことから、まずは先ほど御説明申し上げましたが、官民連携手法で最も事業効果があらわれた手法DBO方式、こちらにおける市の負担額よりも事業費が低くなることは、必要であるというふうにもまず考えているところであります。さらに、非保有方式を選択したことによりまして、公共利用として必要な費用を支払うため施設の使用料またはリース料の算定の基準となる金額を固定資産税等も含めて設定したところでございまして、この金額の算定につきましては、市の事業として実施する際に妥当であると認識をしております。この提案上限額も含めまして、事業者におきましては事業計画の検討が行われ、事業者にとってもメリットがある場合に、事業提案があるものというふうにご考えております。

なお、事業者の事業費についてということでございますけれども、事業者が新アリーナをどのような規模、あるいは内容で整備しようとしているのか事業提案を受けるまでは判明しませんので、想定はしていないところでございます。

○能登谷委員 結局、提案されてみないと分からないと、あなた任せの計画よということなんだと、分かりました。それで、新アリーナのスケジュールについてなんですけど、東光と同じ2030年度完成としていますが、どう見てもこれ、いろんな熟度で言ったり、いろんな内容の精査についても提案されてみないと分かんないようなものをずっと抱えているんですけど、やはりこれ、東光複合体育施設を同時に造るというのは無理じゃないかなと思うんですけど、その点はどのように整理されているのでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 花咲スポーツ公園の総合体育館につきましては、建設から40年以上が経過しておりまして、一部、メインアリーナの部分でございまして、耐震基準に合っていない状況でございます。本市は、災害の少ない地域ではございますけれども、これまで震度5以上の地震というものも経験はございませんが、万が一、これまで経験したことがないような地震等が起きた際には、利用者の生命あるいは身体に影響を与えるリスクは拭えないものというふうにご考えているところでございます。また、東光スポーツ公園につきましても、事業認可期間が令和12年度までとなっております。このため、花咲につきましては官民連携手法により整備すること、そして、東光につきましても今後の施設内容の見直しによりまして、最大限事業費の圧縮に努めながら、旭川市におけるスポーツニーズ等に安全、安心な利用環境の下で対応できるように目指していきたいというふうにご考えております。

○能登谷委員 この件はずっと同じ答弁なんです。総合体育館の耐震がないから地震が来たら困るんだよと、命に関わるんだよとずっと言っているんですよ。それはみんな分かっているんです。もっと耐震がないものいっぱいあるからね、文化会館みたくどんちょうが落ちたところもあるから、それでもやらない。耐震がないから新施設を造るのは分かるんですけど、それを、東光で満たすんですよ、その課題は。もう一つ言っているのは、東光スポーツ公園の事業認可、令和12年度までだから2030年度です。だから、そこはみんな分かっているんですよ、耐震がないから東光を造る、東光は12年だから分かる。それ以外でお答えになっている最後のところ、2030年まで。市内

のスポーツニーズ、これしかないんですよ。だから、耐震も東光も答えにはなっていないんですよ。いろいろ言っているけど、ずっと言っているけど、耐震は関係ないよって。新施設を造るんだから、もう一つ造る理由、何で一週に造るの。そうすると、2030年度どうしてもっていう理由はヴォレアス北海道のSVリーグの施設基準しかないんじゃないかとずっと言っている。それ以外にありますか。

○松田観光スポーツ部次長 従来から、東光スポーツ公園の複合体育施設、この計画をつくった時点から、市内のスポーツニーズ、1つの総合体育館だけで足りないということで2つの総合体育館が必要だということで、今の総合体育館ありきで複合体育施設を造るということで計画してきたところでございます。今回の総合体育館の建て替えと申しますか、新アリーナを造ることに当たりまして、やはり、一つ全部を丸々市で使うのではなくてその一部を借りると。民間が造って、例えば商業施設なんかも造っていただいて、地域ににぎわいをつくっていただきながら、その一部を市が借りるということで考えております。そういう意味で、令和12年度に造る理由っていう部分なんですけど、そこは、やはり計画を始めてからなるべく早い時間で造りたいってことを市としてありますので、やはり、物価の高騰ですとか建設費も年々高騰しておりますので、そういうことで考えたときに、令和12年度だったということであるかなというふうに思っておりますので、そういうことで今進めているというところでございます。

○能登谷委員 結局、理由になっているのは、早くしたいって言っただけなんだよ。それ以外は別に、スポーツ需要があるから2個にしたいとかと言っているけどね。需要があるのに造らない文化会館みたいな、計画がこれよりずっと前にあったのに延々造れない、どんちょうが落ちているのに、危険なのに。それと比べて、何で急に2つ同時に造るんだって理由になっていないんですよね。早くしたいって言っているだけなんだよ。同時に2つって理由はないですよ。1年、2年ずれたっていいわけだよ。そうは言っただけで、総合体育館、急に耐震がない耐震がないって言っただけで急にその日からなくなるわけじゃなくて、今からないんだから、その理由にはなっていないんですよ、率直に言ってね。それ、何回言っても同じことしか答えないだろうから、部長が痩せたからってね、いい答弁になるわけじゃないので、そこは聞きませんが、それで、最後にさっき言った宿題、市の負担全体で見て差し引きしたら、本当にこれ有利な計画になっていますか。

○菅原観光スポーツ部長 資料の6ページでも御説明をさせていただいております、DBOによる整備による市の負担額、それから非保有方式の事業者募集に当たっての提案上限額ということで、DBOについては年間を4億9千900万円、また、非保有方式につきましては6ページでは8億4千200万円と想定しておりますけれども、先ほど来御説明をさせていただいておりますとおり、市の利用分を220日と想定した場合につきましては、その分以外の、例えば決まりました事業者が行うような興行利用ですとか、自由度を高くした中で行われる商業施設の設置ですとか、そういった部分につきましては市が負担する必要は当然ございませんので、そういった部分を差し引いて考えたときには4億3千800万円というふうに想定をしているところでございます。6ページの4億9千900万円と比較して4億3千800万円ということでございますので、この点については、提案上限額の設定ではありますけれども、市としてのメリットがあるというふうに考えているところでございます。

スポーツ利用を高めていくということで、220日が過度ではないかという御質問ございました

けれども、やはり、あらゆる年代においてスポーツを実施していただくということは健康寿命の延伸にもつながっていくことでございますし、こうしたことが地域の発展につながっていき、地域経済も発展していくというふうに考えておりますので、物価高騰の中であってもできるだけ速やかに建設していくことが市にとって総合的に有利になるものというふうに判断をしているところでございます。

○能登谷委員 それは事業費だよ。建設費と運営費を入れた事業費の比較ですよ。それで見ると確かに4億9千万円と8億4千万円のうちの4億3千万円だと市の負担が軽いんだけど、当然国費とか入らないから軽いように見えるんだけど、それ以外にも市は使用料を負担していきますよね。それらの65年分を入れたらどうなるかという差引きかな。そこはすぐに計算できないね。主幹が渋い顔しているから、できないということだと思いますので、今後の課題ということにしたいと思いますが、いずれにしてもね、あ、できる。じゃあお願いします。

○松田観光スポーツ部次長 今回資料でお示ししましたとおり、市の上限額、負担額は4億3千800万というふうにしておりますので、それ以外として使用料等を払うような予定は考えてございません。

○能登谷委員 いや、だからそれは分かっているんだけど、そこではない。主幹が渋い顔して困っているから、それじゃ聞かないけど、使用料はそれしか払わないんだけど、本来その払う分とか、かかった分だけ全部総額出したらもっと違う計算にならないかって、その計算を出してほしいって言っているの、細かく。ここだと、見かけのものしか見えないんですよ、4億何ぼの、65年だと280億円になっちゃうのか。それで、国のやつをもらいながら市で単独でやった場合、従来方式でやった場合、DBO方式でやった場合、それとの比較はできていないでしょう。できていないんだ。だから、そこが本来市民が知りたいところじゃないですかということを書いて終わります。

○江川委員長 他に御発言ございますか。

○あべ委員 質問じゃないんですけども、今の能登谷委員の質疑の中で、痩せたからといってという発言がありましたが、これについて私、その、今この多様性の時代で、もちろん外見の変化で菅原部長の能力に変化は当然ないと思いますので、今、非常に質問を真摯に私も聞いていましたが、その一言があっただけで非常に何かこう、ちょっと悲しい気持ちになったのもあって、ぜひ、ごめんなさいしたほうがいいのかと思います。せっかくのいい質問がすごく残念だったので、その点については、ぜひ、発言の撤回を求めたいと思います。

○能登谷委員 大変失礼しました。痩せた太ったにかかわらず能力が高いので、答えられるかなと思いつつも部長に言うべきことではないなということで差し控えましたが、適切な表現ではなかったということはおわびしたいと思います。失礼しました。

○江川委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、農産加工体験会(冬休み子どもアイスクリーム作り)において発生した機器不具合による異物混入とその対応について、理事者から報告願います。

○林農政部長 1月9日金曜日に農業センターが開催した農産加工体験会、冬休み子どもアイスク

リーム作りにおいて発生しました機器不具合による異物混入の経緯とその対応等につきまして、御報告申し上げます。

農産加工体験は、様々な農産加工を体験していただくことを目的として年に数回開催し、当日は、事前に抽せんされた保護者と小学生が5組、計11人が参加されておりますが、アイスクリームフリーザーという機器を使用中に突然バンという衝撃音がして扉が開き、確認した職員がストッパーの緩みにより内圧で押されたものと認識をいたしまして、応急処置により扉を閉めて再稼働させたと、こういった不具合がございました。アイスクリームは、その場での試食のほか、1組につき200ミリリットルカップを8個ずつ、5組で計40個持ち帰っていただきましたけれども、終了から約1時間後に、参加者の1人から、カップに白い部品のようなものが入っていた、こういった御連絡と写真の提供がありまして、機器を確認したところ、攪拌羽に附属する縦横約30ミリ厚さ12ミリのT字型のプラスチック製部品3個がなくなっていましたことから、直ちに参加者全員に連絡をして、当日から翌日までに訪問し、おわびをした上で、御一報いただいた参加者のほうで、既に食べられた分を除いて、全てのアイスクリームを回収し、その中に混入していた残りの部品2個、こちらを回収いたしました。誤飲等の被害には至りませんでした。が、一歩間違えれば、さらに重大な事案に発生したというふうに思っております。重く受け止めておりますので、参加者あるいはその御家族に対しましては、御迷惑、それから御心配をおかけしたことを非常に申し訳なく思っております。現在、機器の不具合箇所の特定ですとか、当日の対応の検証を行っているところでありますが、その結果を基に再発防止策や再開の可否等について慎重に検討してまいりたいと考えております。

報告は以上となります。誠に申し訳ございませんでした。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言ございますか。

○駒木委員 ただいま報告事案について御説明いただきましたが、今回は幸いにも誤飲や健康被害は発生していないということが確認できました。その上で、再発防止のため、大切なこういった体験会であることから何点か質疑させていただきたいと思っております。万が一事故が起きた場合、子どもを対象とするこういった体験会においては、特に安全面の配慮が求められます。事前説明や注意喚起は十分であったのか心配なところであります。今回使われたアイスクリームフリーザーの使用状況、また、日常的な管理体制についてお伺いします。

○細矢農業センター所長 この機器につきましては、平成15年度に備品登録されたものですが、近年の使用状況については、農業センターが開催するアイスクリーム作り体験会での使用のほかに、市民による御利用が年間5件程度となっております。専門業者による定期的な保守点検などの業務委託は行っておりませんが、使用の都度、試運転による水漏れですとか異音のチェック、分解洗浄と部品の確認などを行っております。

○駒木委員 確認等は使用の都度されていたということですが、平成15年に備品登録ということで年数も相当経過しています。耐用年数や使用頻度を踏まえ、また、子どもたちが口に含むということで、成長段階の子どもたちであります、こういった飲食に関わる体験イベントですので、清潔であることはもちろん、特に安全面が最も重視されなくてはならない点であったと思っております。専門業者の定期的な点検が必要だったのではないかと思います。私自身も隣のホテルで毎日パフェを作っていたんですね。それで、業者の点検は定期的なんですけど、これ、必ず開始前には点検

します、目視だけではなく。そういったことも踏まえながら、お客様に提供するものでしたので体験会とはまた別物になりますけど、やっぱり口に含むって非常にやっぱり大事なことではないかなと思っています。改めて、子どものアイスクリーム作り体験会というのは、具体的にどのような内容で実施されていたのか、御説明をお願いします。

○細矢農業センター所長 農業センターでは、農産物や農産加工品への関心を持っていただくことなどを目的としまして、各種の農産加工体験会を開催しております。その一つとして、子どもアイスクリーム作り体験会を実施しております。具体的には、夏休みなどの学校の長期休みに合わせて、年に2回程度事前に募集した小学生と保護者5組を抽せんしまして、アイスクリーム作りを体験していただいております。

○駒木委員 こういった子どもたちが自ら学べる感動体験は本当に貴重なものですので、大いに実施をしていただきたいと思います。農政部の皆様もいろいろ体験会を開催されているのも見聞きしていますので、こういったことにももっと予算をつけながら進めていただきたい思いであります。こういったことも、職員さんたちの交流の中で本当に楽しいイベントであったということも想定できますし、これまでの御尽力に本当に感謝を申し上げたい、そういった思いであります。ただ、こういったことは過去においても、大手の企業であっても、アイスクリームにプラスチックが混入し、また回収される事例があります。製造過程で起こり得てはならないことではあります、アイスクリームってすごい硬いのです、その製造機器は国産品でありましてプラスチックでできているということが大半であります。実際には、そういった混入されるケースがある中で、今回の事案では、参加者の方から、部品のようなものが混入していたということで資料にもありますが、結構大きいものでありましたが、その連絡を受けて対応されたということも分かりました。ただ、こういったより早い段階で異常に気づくことはできなかったのか、検証の結果を踏まえた御見解をお伺いします。

○細矢農業センター所長 当日の状況を検証しました中で、まずは機械から異音が生じた段階で内部での不具合が起こったということ想定して、作業を中断し、確認すべきことであったこと。また、出来上がったアイスクリームは直径7センチぐらいの取出口から押し出されてくるものなんですけれども、最後に扉を開けて、本体に残っている分をかき出す作業があります。そのときに、攪拌羽をよく確認できていれば部品の紛失に気づくことができたものと振り返りをしております。

○駒木委員 異音や扉の開放といった不具合を確認したにもかかわらず、そのときに再稼働を行った判断は適切ではなかったのではないかと、指摘させていただきたいと思います。こういった中で、子どもたちの喜ぶ顔を見たときに、どうしてもそう押し切ってしまうことはもう容易に想像できるんですよね。例えば、アイスクリーム作りの体験があって、もう少しでそのカップに詰めるとこまでたどり着けるとしたら、大人の判断でこれいけるかなと思ったら、子どもたちの笑顔は待たないしなのでそのままいってしまう、ここが結構大なり小なりに全国的にも起こり得るケースではあると思うんですよね。農政部のほうでいえば、サツマイモ体験であれば、畑の上で転んで怪我しても、これって意外と安全が守られたり、そんなに苦情につながるケースってないんですよね。やっぱり口に含むってことは、今回大きいサイズではあったんですけど、小指の爪ぐらいな、もう見えないぐらいなのが あったら本当にこれ取り返しのつかないことであるので、そういったことも、子どもたちが喜ぶ顔があるからこその体験会がこれからも本市においても実施さ

れていくと思います。だからこそ、嚴重に注意を払っていただきたいという思いで今質問をさせていただいています。当日夜から翌日にかけて、戸別訪問により全てのアイスクリームを回収されたという判断は正しかったと思っています。その上で、その際、参加者の受け止めについて改めてお聞かせください。

○細矢農業センター所長 当日から翌日にかけて、職員が各訪問先で取次ぎの経緯の御説明とおおびを申し上げまして回収させていただきましたが、そのときに参加された皆様には、非常に寛大な御対応と御理解をいただきました。

○駒木委員 今後、同様の体験会が開催される場合、参加者の安心の確保をするためにどのような改善を行うのかが求められると思います。私の長男のエピソード、少しなんですけど、もうすぐ節分が来るんですけど、幼稚園で豆まきがあったんですよ。私、家にいたんですけど、お母さんって電話が来たときに、息子さんの鼻に豆が入りましたと。自分で入れたっていうんですよ。それはまねをして入れたらしいんですよ。迎えに行ったらみんな鼻の中に豆ですよ。本当、これ大変だと思ってそのまま耳鼻科に連れていったら、その幼稚園の子どもたちが、もう地獄絵図のようにいるわけですよ。でも、医者は1人しかいないんです。でも、豆って気管支に入ったらふやけてくるんですよ。本当に窒息死になり得ることだったんです。素晴らしいお医者さんだったので、皆さん無事、大丈夫だったんですけど、ただ、やっぱりもう待たない子どもの飲食って本当に大変だなということに身染みて感じました。ただ、我が子がやったことでありますし、無事故であったために、今御答弁にありましたように寛大な受け止めであったというのは結果だと思うんですよ。その前に、できることって、やっぱり、振り返りはあったと思います。今後、同様の事案が再び発生しないように、再発防止を講じることが極めて重要であるということを重ねて申し上げたいと思います。アイスクリームフリーザーの機器の更新が必要であるかと思えます。こういったことにも予算をつけたり新規の購入をする、また喜んでいただくために、ぜひとも御検討いただきたいと思えます。そして、職員の方の改めての研修や安全の確認の強化、具体的に検討していただくこともお願いをいたします。改めて、具体的な今後の対応の方針について部長の見解をお伺いします。私の質疑は以上です。

○林農政部長 改めまして、申し訳ございませんでした。今回の事案につきましては、語弊があるかと思いますが、運がよかったかなあというふうには思っています。まず、部品が拡散、飛散するものではなかったということだったり、あるいは全てのアイスクリームを回収できたということ。そういったことからいきますと、本当に運よく、御質問にもありましたけれども、結果的に大丈夫だったということではあります。ただ、御指摘にもありましたとおり、その過程で、もしもここでっていう場面が幾つかあったのかなというふうに思います。これまで職員が目視ですか、あるいは職務経験上、応急処置ということで対応して、何とか子どもたちの笑顔をその場では守ることができたんだろうと思いますけれども、やはり、リスクマネジメントとしては大いに問題があった部分も確かにあったなというふうに私自身も受け止めているところであります。ただ、一方では、これも質問にありましたけれども、農政部として、農業振興の政策上、やはりこういった市民向けの様々な啓発事業ですとか、あるいはもう一つ、試験研究機関としてより一歩進んだというか高度な職員確保に関する取組もまた必要だろうというふうに思います。そういったことから、今回の事例をしっかりと受け止めた上で、いたずらにこうびくびくしながらやるのではなくて、しっか

りと対策を立てて、もちろん機器の更新も含めて検討しなければならないと思いますし、お話にあった職員の研修ですとか、こういった対策も改めて振り返りながら、しっかりと自信を持って職員が対応できるようなそんな事業にしていけるよう、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○江川委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、第2次旭川市緑の基本計画改定案に係るパブリックコメントの実施について、理事者から報告願います。

○富岡土木部長 第2次旭川市緑の基本計画改定案に対するパブリックコメントの実施につきまして、御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧いただきたいと思います。第2次旭川市緑の基本計画につきましては、平成28年に策定をされ、計画期間を令和17年度までの20年間としておりまして、策定から10年が経過する本年度、中間見直しを実施するものでございます。この間、社会的・自然的背景が変化する中で、公園に求められる役割や新たに生じた課題を踏まえ、計画内容と現状の整合を図るため作業を進めてきたところでございます。見直しに当たりましては、人口減少や高齢化の進行、厳しい財政状況、防災危機管理、生物多様性の保全及び野生生物対策への視点に重点を置き、附属機関であります旭川市緑の審議会や町内会連絡会議での審議を経て、計画改定案を作成しております。

主な改定内容といたしましては、これまでの情勢の変化等を踏まえた施策別計画の内容の修正や、緑の将来像の実現に向けた数値目標の修正などとなっております。当該改定案に係るパブリックコメントにつきましては、先週になりますけれども、1月16日から2月15日までの期間で実施をいたしまして、資料につきましてはホームページや市政情報コーナー、各支所、公民館などにおいて配布をしております。なお、パブリックコメントの終了後、寄せられました御意見を踏まえた最終案を作成いたしまして、緑の審議会での審議を経た上で、4月上旬を目途に緑の基本計画改定版を策定する予定としております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては退席していただいて結構です。

次に、下水道事業ウォーターPPP導入検討に関するサウンディング型市場調査（ヒアリング調査）の実施結果について、理事者から報告願います。

○幾原上下水道部長 下水道事業におけるウォーターPPP導入検討に関するサウンディング型市場調査のうち、令和7年9月8日から10月31日の期間において実施いたしましたヒアリング調査の結果について御報告いたします。

資料を御覧いただきたいと思います。まず、調査の目的につきましては、下水道事業における技術職員の確保、施設の老朽化のほか、使用料収入の減少などの課題に対応し、持続可能な運営を図

るため導入を検討しているウォーターPPPについて、民間事業者の参入意向や事業スキームなどの考え方を把握することを目的として実施したものであります。

次に、ヒアリング調査の概要についてでございます。昨年1月に実施いたしましたアンケート調査で、ヒアリング調査に協力できると回答した事業者を対象に24者のヒアリング調査を実施したところでございます。ヒアリング調査の参加者につきましては、資料の下のほう(3)の内訳の表を御覧いただきたいと思っております。回答者の地域及び業種の区分を取りまとめたものになっております。市内の事業者が8者、市外の事業者が16者の合計24者の参加があり、業種の内訳といたしましては、市内の事業者では建設系4者、維持管理系4者、市外の事業者では建設系2者、施設管理系6者、建設コンサルタント系2者、プラントメーカー6者となっているところでございます。ヒアリング内容と主な意見につきましては、資料の(4)の表を御覧いただきたいと思っております。ヒアリングの項目と内容及び主な意見を取りまとめたものになります。全体を通して災害や事故など、市民生活への影響が大きい分野や、経済状況の変化に関する官民のリスク分担を明確にしてほしいとの意見が多く寄せられたところでございます。

今後の予定についてでございますが、今回のヒアリング調査の結果を踏まえ事業スキームを設定し、令和9年度からの污水管の改築に関わる国費支援の要件化を念頭に、上下水道事業審議会の御意見も参考としながら、令和8年度中に導入の可否を判断してまいります。

以上、旭川市下水道事業ウォーターPPP導入検討に関するサウンディング型市場調査におけるヒアリング調査の実施結果について御報告いたします。よろしく願いいたします。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○金谷委員 そんなに長くはやりませんので、4回ほどお聞きいたします。今回、ウォーターPPP導入という方向性でヒアリングを行ったということですが、まず導入の理由についてお聞かせください。

○山田上下水道部次長 下水道事業におきましては、全国的にも職員数の減少、施設の老朽化、人口減少に伴う使用料収入の減少など、いわゆる人、物、金の課題を抱えており、今後さらに厳しさを増すものと考えられます。こうした中、令和5年6月に内閣府が発出いたしましたPPP/PFI推進アクションプランにおきまして、長期契約のもとで管理と更新を一体的にマネジメントすることにより施設を適切に管理し、持続可能な下水道事業を実現する新たな手法といたしまして、ウォーターPPPが位置づけられ、全国的にその導入拡大を図ることとされたところでございます。また、令和9年度以降、污水管の改築に係る国費支援につきまして、ウォーターPPPの導入を決定していることが要件とされたところでございます。これらを踏まえまして、本市におきましてもウォーターPPPの導入に向けた検討を進めることとしたものでございます。

○金谷委員 今回のサウンディングの結果、24者のヒアリングを実施ということですが、事業者の意向はあったのかお聞かせください。

○堀田上下水道部下水道施設課主幹 令和7年1月に実施したアンケート調査の結果によりますと、本市の下水道事業における官民連携事業に対する参加の意向との問いに対し、32者中26者が参加の意思ありと回答しております。アンケートに回答した民間事業者の8割以上が参入の意向があるという結果になってございます。また、同年9月から10月にかけて実施したヒアリング調査におきましても、参入に否定的な意見はなかったことから、参入を検討している民間事業者は複数存

在するものと考えております。

○**金谷委員** もし、ウォーターP P Pを導入しなかった場合、デメリットはどのようなものがあるのかお聞かせください。

○**堀田上下水道部下水道施設課主幹** ウォーターP P Pを導入しなかった場合、令和9年度以降、污水管の改築に係る国費支援の要件を満たすことができなくなるため、令和9年度以降に、污水管の改築を行う場合に国費の活用ができなくなる可能性が想定されます。

○**金谷委員** 国の方針が示され既に数年たったというところで、ウォーターP P Pの導入をしなかった場合は、今後国費が市として見込めなくなるという、そういったことが分かりました。それでは、この下水道事業、もし、ウォーターP P P民間導入ということで、10年間ずつ契約していくということみたいなんですが、下水道事業というのは様々な重要な部分を持っていますけれども、その大きな方向性についてこの民間事業者が決定してお任せをするのか、そうではなく、今までどおり事業は行っていただいたとしても、あくまでも市の水道局の意思決定でいくのか、その点最後確認しておきたいと思います。

○**山田上下水道部次長** ウォーターP P Pでは、委託期間は10年間と長期にわたりますが、これまで個別に委託等により行っておりました処理場や管路など、下水道に関わる複数の業務をまとめて委託契約を行うといったものでございまして、ウォーターP P Pの導入後も下水道事業の管理運営につきましては、これまでと同様に水道局において行うものでございます。

○**江川委員長** 他に御発言ございますか。

○**能登谷委員** 一番心配しているのは、その経営的なこととか、国からの補助金やなんかが入らなくなればできなくなるとか、いろんなことで、それも心配していますが、技術的な問題、水道事業者の中の技術的なものが継承されていくのかどうかということをご心配しているんです。

10年以上前ですけど、水道事業の関係で松山市に行ったことがあります。いろんな委託を先に進めている自治体でした。それで、一番困っていたのは、災害時に対応する技術力がなくなって、水道局の職員はむしろ委託事業者から教えてもらうという体制になっちゃったという悲しい報告でした。それをどんどん任せて日常的に仕事をしているもんだから、新人職員とかが入ってきて技術者なんか雇ったとしても、こちらから向こうに指導するんじゃなくて、委託事業者から指導してもらわないともう分からないということになっちゃったんだよね。それは本当に課題なんだという話を率直に聞きました。それからまた大分たっていますので、この先、旭川市としての水道事業者が、技術対応、特に災害時なんかは市が出張ってやるしかないと思うんですけど、ふだんやってませんから、それで本当に技術力が継承されるのかどうか、その課題はどんなふうに整理されているのかなというのを伺いたいと思います。

○**山田上下水道部次長** 自治体の技術の継承といった点についてでございますが、導入検討に向けた、今、現状といたしましては、基礎情報を整理してサウンディング型市場調査として調査を一定程度終えたというところでございますが、現状といたしまして、先ほども御説明させていただきましたとおり、これまで複数の包括委託という形で複数の業務を発注していたものを集約して発注すると、取りまとめて発注するといった性格のものでございますので、委託によって実施しているという状況については、大きな変化はないというふうに考えてございますし、様々ウォーターP P P導入によって、将来的な技術の継承という部分につきましては、様々他都市の事例等も研究しながら

ら、そうした事態に至らないような検討は継続して進めていきたいなというふうに考えてございます。

○能登谷委員　そういうふうにならないのが一番いいんですけど、いろんな委託をまとめてやっていうことのメリットは確かにあるかもしれないけど、ただ、ウォーターPPPの場合、国の目指しているものはここにとどまっていないですよ。この後、全体を、やっぱり水道事業そのものを民間に任せていきたいという流れがありますので、そこを見据えて考えたときに、本当に技術が継承されるのかという大きな課題があると思うんです、将来的なことも含めて。その点についての見解を聞いて終わりたいと思います。

○山田上下水道部次長　技術の継承につきましては、私どもとして現状まだ具体的な検討に入っている段階にはございませんので、実際に他都市の事例ですとかをしっかりと検証しながら進めていく必要があるかと思えます。委員も御指摘のとおり、将来的に目指すところというのはもっと広い意味での官民連携という部分かと思えますが、現状ウォーターPPPの検討自体が今始まったばかりの新しい取組ということもございますので、今後、そういった課題も、同時期で導入検討を進めている自治体もあろうかと思えますので、そういった事例もしかりと確認をしながら将来に向けて、そういった事態に陥らない、もしくは何とかクリアできるような手法について、検討、研究をしていきたいなというふうに考えてございます。

○江川委員長　他に御発言ございますか。

（「なし」の声あり）

○江川委員長　なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、4、その他、常任委員会における取組テーマについてを議題といたします。

令和6年10月8日の議会運営委員会において全会一致となった、常任委員会ごとにテーマを決め、委員間討議を積極的に取り入れ、政策提言等に向けた検討と議論に努めるに基づき、経済建設常任委員会としては、経済の活性化についてを今期の委員会における取組テーマとし、政策提言等に結びつくような運営を行っていくこととしたいと考えますが、そのとおり扱うことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○江川委員長　それでは、そのとおり扱うことといたします。

以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○江川委員長　それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会　午前11時35分